



原発なくそう！九州川内訴訟 原告団ニュース <第21号 2020.2.5>

連絡先 / 〒892-0816 鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル3階 森法律事務所内
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
Tel 099-225-5455 / Fax 099-225-0300



第28回期日(2019年12月17日)の報告

* 提出した書面

- 準備書面70 被告国準備書面12に対する反論(火山)
- 準備書面71 被告国準備書面13に対する反論(火山)
- 準備書面72 被告九州電力準備書面17などについて(地震動等)
- 準備書面73 被告国準備書面(3)第2における国の主張について(国の立証責任)
- 準備書面74 被告九州電力準備書面19への反論(水蒸気爆発と水素爆発の危険性)
- 準備書面75 語句の訂正



法廷では、提出した準備書面(70~74)についてパワーポイントを使った説明がありました。

準備書面70、71(大毛弁護士)、準備書面72(工藤弁護士)準備書面74(白鳥弁護士)について弁護士が時間の許す限り力強く説明しました。

準備書面の内容は専門的かつ科学的で理解が難しい部分もありますが、それ以前に主張を支える元となる証拠・データがない、となればそれは大きな問題です。ここではその一部をご紹介します。

準備書面70「国準備書面12に対する反論(火山)」では、国が書面の中で主張を支えるものとして度々引用している証拠「産業技術総合研究所グループ長の下司信夫氏名義の平成29年度原子力規制庁請負調査報告書『カルデラを形成するマグマ溜まりの定置条件』のいいかげんさを指摘しています。

- ①下司報告書には「あるroof aspect ratioのしきい値を超えると〜中略〜カルデラ陥没が発生しない」とあるが、「あるroof aspect ratioのしきい値」とは幾つなのか具体的な記載がない。
- ②マグマ溜まりの定置条件に関する数少ない記述である「Geshi et al.2014」が参考文献に載っておらず、どの論文のことか特定できないため結論の信用性を大きく損なうものである。

また準備書面71「被告国準備書面13に対する反論(火山)」では、国が書面の中で主張を支えるものとして度々引用している証拠「首都大学東京名誉教授山崎晴男氏の意見書(山崎意見書)」が信用性に欠ける理由を述べています。(以下準備書面より)

「まず、被告国が主張している平成25年4月2日のJNESの研修会において、「JNESの職員はモニタリングに関する事項について、有識者に対し、過去火砕流が敷地に到達したことがあるような極めて大規模な噴火(そう噴出量が概ね40~50km³以上の噴火)を予知できるものとして行うものではなく、飽くまでも立地評価の際に活動可能性が十分小さいとした根拠が継続していることを確認するために行うのであって、噴火の予知・予測とは異なるものであることについて、十分な説明をした、と主張し、山崎意見書にもこれに沿った記述がある。」しかし、この平成25年4月2日のJNESの研修会については、「外部有識者から意見を聴取して火山ガイドの原案を検討するという重要な会合を非公開で行っていること自体不適切であるが、議事録や配布資料はおろか、議事要旨すら残されていない。(JNES=独立行政法人原子力安全基盤機構、平成26年3月1日に原子力規制庁と統合)」

また山崎意見書の主張の柱として「火山ガイドはIAEA(国際原子力機関)・SSG-21と矛盾するところは無く、日本の火山の特性を考慮した合理的なものである」とありその理由の中で、抽出期間に関する定めとインドネシアの原発との関係について、「IAEA・SSG-21がインドネシアの原発の建設のために作られたものであること、噴火史の整理が進んでいないため大まかに1000万年を抽出期間とするしかなかったが、日本はよく噴火史が整理され例外もないので大まかに抽出期間を用いるのではなく合理的に約258万年という期間を設けることに意義がある(要約)」と述べています。しかし、そもそもIAEA・SSG-21にはインドネシアの原発の建設のために作成されたことをうかがわせる記述は一切ありません。

このような信用性に欠ける山崎意見書について、準備書面71の最後では以下のようにまとめています。
「山崎名誉教授は、電源開発株式会社の技術顧問、北陸電力株式会社の技術指導を行うなど、原子力事業者と深い利害関係のある研究者である(甲B297)。福島第一原発事故後は、原子力事業者から多額の奨学寄附金、受託研究費を受け取ったことや、原発の安全審査で異常な活断層の評価を繰り返したことで批判されてきた(甲B298,299)。…中略…山崎名誉教授は、基本的には活断層に関する専門家であり、日本火山学会に所属しておらず、気象庁噴火予知連会の委員等、火山防災に直結する職務の経験もない(甲B297)。被告国が挙げる「火山に関する代表的なもの」を見ても、その1つも、タイトルを見る限りは、伊豆半島周辺のプレートテクトニクスがテーマで、火山に関係するかどうかは明らかではない。火山灰編年学は活断層研究の副次的なものとして行っていただけであると推測される。

山崎教授に原子力規制当局及び事業者からの独立性、中立性はなく、専門性も疑問であるから、山崎意見書の内容を安易に信用すべきではない。」

また、準備書面74被告九州電力準備書面19への反論(水蒸気爆発と水素爆発の危険性)では、九州電力の主張の変化を指摘しています。

九州電力は準備書面13(H29.8.29付)で

「水蒸気爆発が発生するおそれはないこと」というタイトルの項目で

「本件原子力発電所においては...水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さいと考えられる」と主張していました。

ところが準備書面19(R1.5.31付)では

「水蒸気爆発の評価(水蒸気爆発の可能性の評価)」という抽象的なタイトルの項目に変わり、内容も「水蒸気爆発に至る可能性は小さいと評価しており」に変化しています。

ちなみに水素爆発については結論で

「水素爆発は発生せず」とはっきり断言しています。

これは九州電力の主張がゆらいできている証拠とも言えるでしょう。

主張内容そのものはもちろん重要ですが、被告がどのような証拠を元に主張を組み立てているのか、また主張を変化させているのかについてもしっかりと見ていく必要があります。

今回も多くの方が傍聴されました。法廷後は県民交流センターで報告会が行われました。

参加されたみなさま、長時間お疲れさまでした。

次回期日は4月22日(水)です。また法廷でお会いしましょう！

* 準備書面については弁護団HPに掲載しています。

<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/message.html>



期日のご案内

【第29回裁判期日】

日時：2020年4月22日(水) 15時より

場所：鹿児島地方裁判所(鹿児島市山下町13-47)

<< 当日のスケジュール >>

- 13:30 集合～「かごしま県民交流センター」中庭
- 13:40 行進～裁判所へ→整理券の交付→抽選(法廷での傍聴は抽選です)
- 14:30 抽選番号の発表
- 15:00 第29回口頭弁論(法廷)
原告：提出書面の説明(予定)
- 16:00 報告集会&記者会見(開始時間は裁判終了後)
(かごしま県民交流センター 東棟3階大研修室1)
- 17:00 終了(予定)



「原発はいらない！」の
意思表示ができる貴重な
チャンスです。たくさんの
皆さんの傍聴をお待ち
しています！

◆今後の期日日程◆

第30回2020年7月14日(火) 午後3時

セミナーのご案内

「みんなで考えよう！紫尾山系の巨大風力発電」

日時：2020年2月16日（日）14時～16時

場所：薩摩川内市川内文化ホール第5会議室

主催：紫尾山系の巨大風力発電計画を考える会

共催：日本野鳥の会鹿児島・まちづくり県民会議

参加費：無料 問い合わせ先：090-7462-4080(手塚さん)



紫尾山系では、電気事業3社が風力発電を計画し3社合わせて風車が最大165基、出力が60万キロワットに上り国内最大級と言われています。風力発電は再生可能エネルギーと期待される一方で、風車からの低周波、バードストライク、工事による土砂災害等の危険性も指摘されています。

4市1町に及ぶ5026haの広大な面積に計画されている巨大風力発電。再生可能エネルギーといえども、自然破壊に繋がる巨大発電所の建設を私たちは見て見ぬふりでいいのでしょうか？巨大風力発電について、一緒に考えてみませんか？

講演会のご案内

「私が原発を止めた理由」

～元福井地裁裁判長 樋口英明氏講演会～

日時：2020年2月23日（日）15時より

場所：鹿児島産業会館（鹿児島市名山町9番1号）

参加費：無料（事前申し込みが必要）

主催：鹿児島県保険医協会

申し込み方法：人数、代表者氏名、電話番号をFAXにて送ってください。

FAX 099-254-8667



樋口英明氏は、福井地裁の裁判長として、2014年5月21日大飯原発3・4号機の運転差止め判決を、2015年4月14日には高浜原発3・4号機の運転差止めの仮処分決定を出しました。

なぜ差し止めの判決を決断されたのか退官された今その理由をお話しされます。昨年福岡で開催された際は予想を上回る大勢の方々が参加されました。鹿児島では初開催となります。ご家族ご友人をお誘いの上ぜひご参加下さい。

イベントのご案内

「ストップ川内原発！3.8かごしまパレード」

日時：2020年3月8日（日）13時30分より

場所：鹿児島中央駅東口広場

主催：ストップ川内原発！3.11鹿児島実行委員会



今年のキャッチコピーは「まだ動かすの？老朽原発」です。川内原発1号機はあと5年で、2号機はあと6年で寿命を迎えます。しかし全国的にみると寿命を迎えた老朽原発を再び動かそうという動きは決して少なくありません。福島原発事故がまるでなかったかのような政府や電力会社の原発推進の姿勢にはっきりとNOを突きつけましょう！原発はいらない！と大きな声をあげましょう！

年に1度の大きな集会です。ご家族ご友人をお誘いの上ぜひご参加下さい。

*チラシを同封しています。ポスターご希望の方は支える会までご連絡下さい。

伊方原発3号機運転差止め決定！

2020年1月17日、広島高等裁判所第4部（森一岳裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、山口地裁岩国支部での四国電力伊方原発3号機運転差止め仮処分命令申立への却下決定に対する住民側からの即時抗告において、却下決定を取消し、住民らの申立を認める決定を行いました。伊方原発3号機は現在、定期点検のため運転を停止しています。しかし、この命令により定期点検後も運転を再開することができなくなりました。

久々の嬉しいニュースに涙があふれるほど喜んだのは決して地元の皆さんだけではないはずです。この判決にどれだけ多くの方々が勇気づけられ希望を感じたことでしょうか。

この訴訟は4つの争点（①司法審査のあり方②活断層について③火山④避難計画）に絞られていました。その中の火山についての解説がYouTube「伊方原発運転禁止処分のポイント(中野宏典弁護士)」で公開されていますのでぜひ検索してみてください。

また、この決定を受けて、日弁連が会長声明文を発表しました。以下ホームページより転載します。

「伊方原発差止め仮処分広島高裁2020年1月決定に対する会長声明」

広島高等裁判所（以下「広島高裁」という。）は、本年1月17日、四国電力株式会社に対し、伊方原子力発電所（以下「伊方原発」という。）3号機の原子炉について、周辺住民の人格権侵害に基づき、運転の差止めを命じる仮処分決定（以下「本決定」という。）を言い渡した。

伊方原発は、2017年12月にも広島高裁より運転差止め仮処分決定が出されていたが、2018年9月25日、同高裁により同決定が取り消され、同年10月27日に再稼働していた。現在は定期検査のため停止中で、本年4月27日に営業運転に入る計画だったが、運転再開に先駆けて、二度目の運転差止め仮処分決定が広島高裁によりなされたものである。

福島第一原子力発電所事故後、原子力発電所（以下「原発」という。）の安全確保に問題があるとして差止めを認めた事例としては5例目となるが、本決定は、地震・活断層の影響評価及び火山噴火規模の可能性の双方に関する争点について、高等裁判所において初めてその危険性を認めたものであり、その意義は大きい。

当連合会は、2013年に開催された第56回人権擁護大会において、原発の再稼働を認めず、できる限り速やかに廃止すること等を内容とする決議を採択した。また、2014年に福井地方裁判所が大飯発電所3、4号機の運転差止めを命じる判決を言い渡した際、これを評価する会長声明を公表し、同年の第57回人権擁護大会においても、行政庁が前提としない科学的・経験的見解をも司法判断の前提とすること等を求める宣言を採択した。

本決定では、「ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない」と判示した点が重要である。本決定は、この考え方を踏まえ、活断層の影響評価と、火山噴火規模の評価の2点で、事業者及び原子力規制委員会の評価に不十分な点があったと指摘する。まず、活断層については、伊方原発の近傍にある中央構造線断層帯について、事業者が想定するよりも近い位置に存在する可能性があるという専門家の見解があることを踏まえ、より慎重な評価が求められるのに、これを行っていないとした。次に、火山についても、巨大噴火の可能性を否定できないという複数の専門家の見解があることを踏まえ、少なくとも巨大噴火に至らない規模の噴火を考慮しなければならないところ、これを行っていないとした。このような考え方は、当連合会の第57回人権擁護大会宣言とも基本的認識を共通にするもので、評価できる。

当連合会は、四国電力株式会社に対し、本決定を尊重することを求めるとともに、政府に対して、本決定を受けて従来のエネルギー政策を改め、できる限り速やかに原発を廃止し、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させること、及びこれまで原発が立地してきた地域が原発に依存することなく自律的に発展できるよう、必要な支援を行うことを強く求めるものである。

2020年（令和2年）1月20日 日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

（日本弁護士連合会HPより転載

<https://www.nichibenren.or.jp/index.html>）

